

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月26日付け環水大大発第1609264号）

正誤表

正誤箇所	正	誤
9 ページ 第3 1. (2) 2 行目	既存施設の排出基準については、施設の大幅な改修が必要な場合等技術的な制約もあり得ることから、既存施設の種類ごとに講じられている水銀等の <u>除去対策</u> の実態を調査・把握し、水銀等の排出削減に有効と評価される対策を踏まえ、新規施設とは別に既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることとした（新省令附則第2条第1項及び新省令附則別表第1）。	既存施設の排出基準については、施設の大幅な改修が必要な場合等技術的な制約もあり得ることから、既存施設の種類ごとに講じられている水銀等の <u>除対策</u> の実態を調査・把握し、水銀等の排出削減に有効と評価される対策を踏まえ、新規施設とは別に既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることとした（新省令附則第2条第1項及び新省令附則別表第1）。
10 ページ 第3 2. (1) 5 行目	国内の石炭火力発電所及び産業用石炭燃焼ボイラー（以下「石炭燃焼ボイラー」という。）からの石炭使用量当たりの水銀排出量は諸外国に比べて少ないものであり、水銀濃度が他の施設分類と比較して低いことを考慮すると、平均的な排出状況において現状以上の排出抑制は相当困難と考えられた。ただし、バーナーの燃焼能力（重油換算）が <u>10 万 l / h 未満</u> である石炭混焼ボイラー（以下「小型石炭混焼ボイラー」という。）については、それ以外の石炭燃焼ボイラーに比べ水銀濃度が高い傾向が見られたことや、廃棄物処理法の廃棄物焼却炉とされているものもあり、燃料の水銀含有量が比較的変動することを想定し、小型石炭混焼ボイラーに限り、廃棄物焼却炉に対する排出基準のレベルも勘案した水準とした。	国内の石炭火力発電所及び産業用石炭燃焼ボイラー（以下「石炭燃焼ボイラー」という。）からの石炭使用量当たりの水銀排出量は諸外国に比べて少ないことを考慮すると、平均的な排出状況において現状以上の排出抑制は相当困難と考えられた。ただし、バーナーの燃焼能力（重油換算）が <u>10 l / h 未満</u> である石炭混焼ボイラー（以下「小型石炭混焼ボイラー」という。）については、それ以外の石炭燃焼ボイラーに比べ水銀濃度が高い傾向が見られたことや、廃棄物処理法の廃棄物焼却炉とされているものもあり、燃料の水銀含有量が比較的変動することを想定し、小型石炭混焼ボイラーに限り、廃棄物焼却炉に対する排出基準のレベルも勘案した水準とした。

23 ページ 3 行目 第 5	平成 26 年度の水銀大気排出インベントリーにおいて、水銀排出施設分類のうち排出量が最小であった産業用石炭燃焼ボイラーよりも水銀排出量が多かった施設分類は、鉄鋼製造施設のみであり、鉄鋼製造施設の水銀排出量の 94%を占める以下の 2 施設を要排出抑制施設として規定することとした（新政令第 10 条の 2 及び新政令別表第 4 の 2）。	平成 26 年度の水銀大気排出インベントリーにおいて、水銀排出施設分類のうち排出量が最小であった産業用石炭燃焼ボイラーよりも水銀排出量が多かった施設分類は、鉄鋼製造施設のみであり、鉄鋼製造施設の水銀排出量の 94%を占める以下の 2 施設を要排出抑制施設として規定することとした（新政令第 10 条の 2 及び新省令別表第 4 の 2）。
--------------------	---	---